

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例	自 然 環 境 課
○長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	国保・健康増進課
○長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	畜 産 課
○長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	農 村 整 備 課
○長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	港 湾 課

条 例

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第54号

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所	県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所
略			略		
西海国立公園			西海国立公園	高浜園地休憩施設	五島市
				頓泊園地休憩施設	
				蛤浜園地休憩施設	南松浦郡新上五島町
	略			略	
略			略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第55号

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成21年長崎県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な<u>歯科口腔保健サービス</u>、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。</p> <p>(市町の役割)</p> <p>第4条 市町は、基本理念を踏まえ、<u>歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）</u>、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者及び保険者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する<u>労働者の歯科健診</u>（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「<u>歯科健診等</u>」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の<u>歯科健診等</u>の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)</p> <p>第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、<u>歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」という。）</u>を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な<u>口腔ケア</u>、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。</p> <p>(市町の役割)</p> <p>第4条 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者及び保険者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する<u>従業員の歯科検診</u>（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「<u>歯科検診等</u>」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の<u>歯科検診等</u>の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)</p> <p>第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「<u>長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 略</p>

3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

4～6 略

（基本的施策の実施）

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 略

(2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。

(3) 略

(4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の推進に関すること。

(5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。

(6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の推進に関すること。

(7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の推進に関すること。

(8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の推進に関すること。

(9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の推進に関すること。

3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島及びへき地における地域性及び特殊性に配慮するものとする。

4～6 略

（基本的施策の実施）

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 略

(2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策及び母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関する施策の促進に関すること。

(3) 略

(4) 障害者、要介護者等に対する適切な口腔ケア等に係る施策の推進に関すること。

<p>(10) <u>児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。</u></p> <p>(11) <u>災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の推進に関すること。</u></p> <p>(12) <u>歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の推進に関すること。</u></p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>2 略 (効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。 (歯と口の健康週間)</p> <p>第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。</p> <p>2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。</p> <p>3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。 (県民歯科疾患実態調査等)</p> <p>第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(5) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 略 (効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。 (歯の衛生週間)</p> <p>第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。</p> <p>2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。</p> <p>3 県は、市町と連携し、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。 (県民歯科疾患実態調査等)</p> <p>第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも6年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第56号

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額

1～13 略				
14	家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第9条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	略		
15	家畜改良増殖法施行令第10条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付			
16	家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1件	1,700円
17	家畜改良増殖法施行規則第39条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1件	1,700円
18～23 略				
24	家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴、又は投薬を行った旨の証明書の交付	略		
25及び26 略				
27	家畜の診療	家畜診療手数料	(1)～(7) 略	
28及び29 略				
1～13 略				
14	家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	略		
15	家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付			
16～21 略				
22	家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴、又は投薬を行った旨の証明書の交付	略		
23及び24 略				
25	家畜の診療	家畜診療手数料	(1) 初診料 1頭 1,030円 (2)～(8) 略	
26及び27 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表25の項の改正規定は令和3年1月1日から、別表22の項の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第57号

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和31年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
事業の種別	分担金の率	事業の種別	分担金の率
経営体育成基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は柵田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく指定地域の場合 事業費の15パーセント	経営体育成基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する地域又は急傾斜地帯に該当する地域の場合 事業費の15パーセント
略		略	
耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は柵田地域振興法に基づく指定地域の場合 事業費の15パーセント	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域又は急傾斜地帯に該当する地域の場合 事業費の15パーセント
略		略	
ため池等整備事業	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 大規模事業 事業費の20パーセント 小規模事業 事業費の25パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域若しくは柵田地域振興法に基づく指定地域に該当する場合又は該当する地域を含む場合にあっては、事業費の22.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 大規模事業 事業費の13.125パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント	ため池等整備事業	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 大規模事業 事業費の20パーセント 小規模事業 事業費の25パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域若しくは過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域に該当する場合又は該当する地域を含む場合にあっては、事業費の22.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 大規模事業 事業費の13.125パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント
地域ため池総合整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 総合整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域又は柵田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の17パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の9パーセント）	地域ため池総合整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 総合整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域又は過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の17パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の9パーセント）
略		略	

畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の14.5パーセント	畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域又は急傾斜地帯に該当する地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の14.5パーセント
略		略	
農村災害対策整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。） 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の11パーセント）	農村災害対策整備事業	調査計画事業 事業費の25パーセント 整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。） 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域又は過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域のうち、知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の16パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント（知事が定める基準に該当する地域の場合にあっては、事業費の11パーセント）

第2条 長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
事業の種類別	分担金の率 経営体育成基盤整備事業 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント（山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント	事業の種類別	分担金の率 経営体育成基盤整備事業 次項に掲げる地域以外の地域の場合 事業費（事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。）の20パーセント 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく指定地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する地域又は急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づく指定地域の場合 事業費の15パーセント
略		略	

畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント	畑地帯総合農地整備事業（担い手育成畑地帯総合整備事業に限る。）	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の20パーセント（山村振興法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント） 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の14.5パーセント
略		略	

附 則

（施行期日）

- この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和2年度以降の事業について適用し、令和元年度以前の事業（令和2年度以降への繰越事業を含む。）については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和3年度以降に採択された事業について適用し、令和2年度以前に採択された事業については、なお従前の例による。

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第58号

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>港湾の利用の制限（第42条・第43条）</u> 第8章 <u>雑則（第44条・第45条）</u> 第9章 <u>罰則（第46条—第48条）</u> 附則 （目的） 第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する港湾（以下「港湾」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、港湾の効率的な運営を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の発展に資するとともに、港湾の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。 （責務） 第3条 県は、港湾を良好な状態に維持するとともに、その安全かつ効率的な利用が図られるよう<u>港湾を管理運営するものとする。</u> 2 県は、港湾の利用者及び国、市町その他関係機関との連携及び協力の下に、港湾が適正に利用されるよう<u>努めなければならない。</u> 3 港湾の利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、港湾の安全かつ効率的な利用に支障とならないよう<u>努めるとともに、港湾の適正な利用によって県民の安全・安心を確保するための県の施策に協力しなければならない。</u></p>	<p>目次 第1章～第6章 略 第7章 <u>雑則（第42条・第43条）</u> 第8章 <u>罰則（第44条—第46条）</u> 附則 （目的） 第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する港湾（以下「港湾」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。 （責務） 第3条 県は、港湾を良好な状態に維持するとともに、その安全かつ効率的な利用が図られるよう<u>努めるものとする。</u> 2 港湾を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、港湾の安全かつ効率的な利用に支障とならないよう<u>にするとともに、港湾環境の維持に努めなければならない。</u></p>

<p>(通常使用の許可基準)</p> <p>第6条 知事は、通常使用の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(8) <u>集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(船舶等の移動命令)</p> <p>第21条 知事は、<u>港湾の適正な利用を図るため必要があると認めるときは、港湾内の船舶等の移動その他必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第7章 港湾の利用の制限</p> <p>(情報の提供の求め)</p> <p>第42条 知事は、<u>港湾区域に船舶を入港させようとする者に対し、規則で定めるところにより、必要な情報の提供を求めることができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第43条 知事は、<u>第6条、第8条、第10条、第20条及び第34条から第36条までの規定にかかわらず、船舶の入港により、県民の生命、身体若しくは財産その他県民生活の安全が害されるおそれがある場合又は県民を著しく不安にさせる場合は、港湾の利用を制限することができる。</u></p> <p>第8章 略</p> <p>第44条及び第45条 略</p> <p>第9章 略</p> <p>第46条～第48条 略</p>	<p>(通常使用の許可基準)</p> <p>第6条 知事は、通常使用の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(停泊船舶等の移動命令)</p> <p>第21条 知事は、<u>港湾の利用の増進を図るため必要があると認めるときは、停泊している船舶等の移動を命ずることができる。</u></p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第7章 略</p> <p>第42条及び第43条 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第44条～第46条 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所